

表 27 によると、「子の意識尊重度」、「高齢者包摂度」については、職種との間に統計的な有意差は見られない。また、「犯罪被害者尊重度」については、全体的に数値が高く、有意差が現れていない。

表 27

F3 職種	q1人権尊重理解	q2被差別理解	q2差別非許容	q3.1子の意思尊重	q3.2親戚説得	q8寝た子起こす	q8部落忌避反対	q9障害者包摂	q10外国籍包摂
自営業	3.4	2.7	2.5	3.4	3.1	2.6	2.8	3.5	3.0
自由業	3.5	2.7	2.0	3.4	2.7	2.8	2.8	3.4	2.6
公務員・教員	3.6	3.1	2.8	3.5	3.2	3.1	3.0	3.5	3.2
民間企業・団体の経営者・役員	3.4	2.9	2.5	3.2	3.1	2.5	3.0	3.5	2.9
民間企業・団体の正規職員	3.5	2.8	2.6	3.3	3.1	2.7	2.7	3.4	3.0
非正規職員	3.6	2.9	2.6	3.4	2.9	2.8	2.7	3.5	2.9
学生（浪人生含）	3.8	2.9	2.8	3.4	3.2	3.0	3.0	3.5	3.4
無職（専業主婦、年金生活者、就活中含）	3.6	2.9	2.5	3.3	2.8	2.7	2.8	3.5	3.0
合計	3.6	2.9	2.6	3.3	3.0	2.8	2.8	3.4	3.0
F値：有意確率	***	***	***	-	***	***	***	*	***
F3 職種	q10外国籍尊重	q11子ども尊重	q11子ども理解	q12男性優位否定	q12男女参画支持	q12DV理解	q13高齢者包摂	q14多様な性受容	q15犯罪被害者尊重
自営業	3.1	2.7	2.9	2.6	3.2	2.7	3.1	3.0	3.5
自由業	3.0	3.1	3.1	2.9	3.3	3.2	2.9	3.4	3.5
公務員・教員	3.2	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2	3.2	3.3	3.7
民間企業・団体の経営者・役員	3.3	2.8	3.2	2.6	3.3	2.5	3.3	3.0	3.7
民間企業・団体の正規職員	3.2	2.8	3.1	2.9	3.3	3.0	3.1	3.1	3.6
非正規職員	3.1	3.1	3.1	2.9	3.4	3.0	3.2	3.1	3.6
学生（浪人生含）	3.4	3.2	3.2	3.0	3.6	2.7	3.2	3.5	3.7
無職（専業主婦、年金生活者、就活中含）	3.1	3.1	3.1	2.7	3.2	2.7	3.2	2.9	3.7
合計	3.2	3.0	3.1	2.8	3.3	2.9	3.2	3.1	3.6
F値：有意確率	***	***	*	***	***	***	-	***	-

その他の 15 種の人権意識度は、職種の違いによる人権意識度の違いが認められた。総じて、「公務員・教員」の人権意識度は相対的に他の職種よりも高い。しかし、「公務員・

教員」でも、「差別非許容度」2.8、「寝た子を起こす度」3.1、「部落忌避反対度」3.0、「子ども理解度」3.1、「男性優位否定度」3.1など、決して高い数値とは言えない。

個々の職種ごとの解説は行わないが、数値の低い職種において、今後の人権学習や人権啓発のあり方について検討するうえでの参考にさせていただきたい。

表 28 は、地区と各人権意識度との関連を示したものである。

一部の人権意識度について地域差が認められることのみ指摘しておこう。

表 28

F3 職種	q1人権 尊重理 解	q2被差 別理解	q2差別 非許容	q3.1子 の意思 尊重	q3.2親 戚説得	q8寝た 子起こ す	q8部落 忌避反 対	q9障害 者包摂	q10外国 籍包摂
三田地区	3.6	2.9	2.6	3.3	2.9	2.9	2.7	3.5	2.9
三輪地区	3.5	2.9	2.6	3.4	3.0	2.8	2.8	3.5	3.0
広野地区	3.5	2.8	2.6	3.4	2.9	2.7	3.0	3.5	2.9
小野地区	3.7	2.7	2.6	3.6	3.0	2.7	2.9	3.5	3.1
高平地区	3.4	2.8	2.8	3.5	3.1	2.8	2.9	3.6	3.2
藍地区	3.4	2.5	2.6	3.4	2.9	2.8	2.7	3.4	3.0
本庄地区	3.6	3.0	2.8	3.4	3.0	3.0	3.2	3.4	3.4
フラワータウン地区	3.6	2.9	2.5	3.3	3.0	2.8	2.8	3.4	3.0
ウッディタウン地区	3.6	2.9	2.6	3.3	3.0	2.8	2.8	3.5	3.1
カルチャータウン地区	3.5	2.8	2.6	3.3	2.8	2.6	2.8	3.4	2.9
つつじが丘地区	3.7	2.8	2.5	3.4	3.1	2.6	2.9	3.4	3.1
合計	3.6	2.9	2.6	3.4	3.0	2.8	2.8	3.5	3.0
F値：有意確率	*	-	-	-	-	-	-	-	-
F3 職種	q10外国 籍尊重	q11子ど も尊重	q11子ど もの理 解	q12男性 優位否 定	q12男女 参画支 持	q12DV 理解	q13高齢 者包摂	q14多様 な性受 容	q15犯罪 被害者 尊重
三田地区	3.1	2.9	3.1	2.8	3.3	2.8	3.2	3.1	3.6
三輪地区	3.2	3.0	3.0	2.8	3.4	2.8	3.2	3.1	3.6
広野地区	3.1	3.0	3.1	2.9	3.4	2.9	3.1	3.2	3.6
小野地区	3.4	3.0	3.2	2.7	3.4	2.6	3.3	3.1	3.7
高平地区	3.2	3.0	3.1	3.0	3.4	2.9	3.2	3.2	3.6
藍地区	3.2	2.9	3.2	2.9	3.3	2.8	3.1	3.0	3.7
本庄地区	3.2	3.1	2.9	2.7	3.0	2.8	3.3	3.0	3.2
フラワータウン地区	3.2	3.1	3.1	2.8	3.3	2.8	3.1	3.1	3.6
ウッディタウン地区	3.2	3.1	3.1	2.9	3.4	2.9	3.2	3.2	3.7
カルチャータウン地区	3.2	2.9	3.2	2.9	3.3	3.0	3.3	3.2	3.6
つつじが丘地区	3.1	3.0	3.1	2.8	3.3	2.9	3.1	3.1	3.7
合計	3.2	3.0	3.1	2.8	3.3	2.9	3.2	3.1	3.6
F値：有意確率	-	-	-	-	*	-	-	-	*

4 結婚における人権意識

本調査では、子どもや自分の結婚の選択場面を想定して、人権意識を問う設問が用意されている。

具体的には、結婚相手が、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」の場合の対応を問うも

のである。選択肢は、自分の子どもの結婚相手については、「子どもの意思を尊重する」、「周囲の反対があれば結婚を認めない」、「結婚を認めない」、「わからない」である。また、自分の結婚相手について親戚から反対された場合を想定して、「親戚を説得する」、「説得はせず結婚する」、「結婚を諦める」、「わからない」の選択肢が用意されている。

それぞれ、どのような人権意識の持ち主が結婚相手の選択において前向きな対応をするのだろうか。以下では、人権意識度と結婚相手についての判断との相関係数を求めることによって検討する。

また、今回、試みとして、結婚相手が、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」を別々に分析するのではなく、すべてまとめて、関連すると考えられる人権意識度との相関を求めることにした。

結果は、表 29 のとおりである。相関係数が.200 以上の箇所について太字にしている。

表 29 より、以下のような解釈ができる。

- ① 人権尊重理解度、差別理解度、差別非許容度は、子の結婚相手にせよ、自分の結婚相手にせよ、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」のいずれとも高い関連がある。すなわち、総じて、上記の人権意識が高いほど、結婚相手について、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」を理由とした排除をしない傾向にある。
- ② 部落忌避反対度が高いほど、子の結婚相手や自分の結婚相手が「被差別部落出身の人」であることを理由とした排除をしない傾向にある。のみならず、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」であることを理由に排除しない傾向にある。
- ③ 障害者包摂度が高いほど、子の結婚相手や自分の結婚相手が「本人または家族に障害のある人」を理由に排除しない傾向にある。のみならず、「外国籍・他民族の人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」を理由とした排除をしない傾向にある。
- ④ 外国籍包摂度、外国籍尊重度が高いほど、子の結婚相手や自分の結婚相手が、「外国籍・他民族の人」を理由に排除しない傾向にある。のみならず、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」を理由とした排除をしない傾向にある。
- ⑤ 寝た子起こす度についても、子の結婚相手や自分の結婚相手として、「被差別部落出身の人」と関連が認められる。しかし、総じて、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」については、他の人権意識度との関連よりも弱いことがわかる。

従来から同和問題において問題視されてきた、いわゆる“寝た子を起こすな”意識は、それ自体は、人権学習や人権啓発の推進にネガティブな意識として問題であるとしても、部落忌避意識と比べると、「被差別部落出身の人」を結婚相手から強く排除する要因にはなっていないことがうかがえる。

表 29

		q1人権尊重理解度	q2差別理解度	q2差別非許容度	q8寝た子起こす度	q8部落忌避反対度	q9障害者包摂度	q10外国籍包摂度	q10外国籍尊重度
1.1 子の相手・ 外国籍・他民族の人	相関係数	.161**	.126**	.116**	.089**	.118**	.181**	.278**	.249**
	有意確率(両側)	0	0	0	0.001	0	0	0	0
	度数	1395	1387	1392	1359	1376	1388	1389	1365
2.1 自分の相手・ 外国籍・他民族の人	相関係数	.161**	.082**	.203**	.119**	0.008	.134**	.144**	.239**
	有意確率(両側)	0	0.002	0	0	0.769	0	0	0
	度数	1388	1382	1385	1354	1371	1381	1381	1362
1.2 子の相手・ 本人または家族に障害のある人	相関係数	.182**	.207**	.172**	.141**	.156**	.305**	.228**	.225**
	有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	1394	1387	1392	1359	1376	1389	1388	1365
2.2 自分の相手・ 本人または家族に障害のある人	相関係数	.183**	.155**	.193**	.142**	.097**	.220**	.158**	.195**
	有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	1388	1383	1387	1354	1372	1382	1381	1362
1.3 子の相手・ 被差別部落出身の人	相関係数	.165**	.193**	.158**	.073**	.364**	.224**	.219**	.206**
	有意確率(両側)	0	0	0	0.008	0	0	0	0
	度数	1393	1386	1390	1358	1375	1387	1387	1364
2.3 自分の相手・ 被差別部落出身の人	相関係数	.205**	.176**	.227**	.126**	.257**	.213**	.202**	.226**
	有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	1388	1382	1385	1354	1371	1381	1381	1362
1.4 子の相手・ 刑を終えて出所した人 またはその家族	相関係数	.122**	.176**	.136**	.111**	.242**	.192**	.233**	.158**
	有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	1393	1387	1391	1358	1375	1387	1387	1364
2.4 自分の相手・ 刑を終えて出所した人 またはその家族	相関係数	.167**	.147**	.143**	.111**	.185**	.161**	.206**	.175**
	有意確率(両側)	0	0	0	0	0	0	0	0
	度数	1386	1382	1385	1352	1370	1379	1379	1360

** 相関係数は1%水準で有意(両側)です。

これらの結果は、人権尊重理解度、差別理解度、差別非許容度を高めることが、結婚相手として、「外国籍・他民族の人」、「本人または家族に障害のある人」、「被差別部落出身の人」、「刑を終えて出所した人またはその家族」を排除する意識を低くする可能性のあること、また、被差別部落の人の人権、外国籍・他民族の人の人権、障害者の人の人権、犯罪被害者の人権といった個別の人権意識を高めることが、他の人権課題についての人権意識を高めることにも関連することが示唆される。

5 人権学習・人権啓発と人権意識度

人権意識が高くなるのは、当然ながら、人権学習や人権啓発の影響が大きいものと推測される。

そこで、当市において、実施されてきたさまざまな機会での人権学習や人権啓発が人権意識度にどのような影響を及ぼしてきたといえるか検討したい。

人権学習についての設問は、さまざまな人権学習の機会の人権に関して理解が深まったかどうかを問うものである。

表 30 は、人権学習についての度数分布である。

表 30

	合計	理解が深まった	か理解が深まらなかった	覚えていない	ない学習したことは	無回答
1 学校の授業で学習したこと	1420	43.6%	11.2%	30.6%	10.6%	3.9%
2 職場の研修で学習したこと	1420	24.8%	6.2%	13.1%	51.4%	4.5%
3 地域の研修で学習したこと	1420	13.8%	4.6%	12.0%	64.6%	4.9%
4 P T Aなど各団体の研修会で学習したこと	1420	15.4%	4.8%	11.4%	63.3%	5.1%
5 三田市人権を考える会「三田幸せプロジェクト」で学習したこと	1420	3.9%	1.1%	5.6%	84.4%	5.1%
6 「人権と共生社会を考える市民のつどい」で学習したこと	1420	3.3%	0.8%	5.9%	84.9%	5.1%
7 「啓発講座」等で学習したこと	1420	5.8%	1.2%	6.2%	81.6%	5.2%
8 その他の機会で学習したこと	1420	16.8%	2.3%	15.9%	60.2%	4.7%

これら 1 から 8 の人権学習において、「理解が深まった」場合のみ、「人権学習の効果があつた」と言える。たとえ、人権学習を経験しても、「理解が深まらなかった」場合や「覚えていない」場合は、人権学習の効果があつたとは言えない。

そこで、「理解が深まった」を 1, それ以外は 0 と点数化する。そのうえで、1 から 8 について、「理解が深まった」という人権学習の機会の多さを、人権学習効果の高さと暫定的に捉えることにする。「人権学習理解機会数」は 0 回から 8 回に分布する。

集計結果は、表 31-1 のとおりである。